

老人医療対象者(75歳以上もしくは一定の障害がある方は65歳以上)の皆さんへ 大切なお知らせです

後期高齢者医療保険料が決まりました

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました。
この保険料は、後期高齢者医療に加入する方が、個人ごとに負担していただくことになり、制度を支える大切な財源のひとつです。

●保険料は次のように計算されます

後期高齢者医療保険料(年額)は、**対象者の所得に応じて負担いただく所得割と、対象者に等しく負担いただく均等割**との合計額(100円未満切捨て)になります。どんなに所得が高い方でも、保険料の上限額は50万円です。

所得割の額は、対象者本人の基礎控除後の総所得金額などをもとに計算されます。

【秋田県後期高齢者医療保険料率】

所得割率 〔対象者の所得 に応じた分〕 7.12%	+	均等割額 〔対象者に等しく 負担いただく分〕 38,426円	=	あなた の 保険料
---	---	--	---	-----------------

※平成20年4月から平成22年3月末までの2年間、所得割率・均等割額は原則変わりません。

※所得割率・均等割額は、県内すべて均一です。

●保険料の軽減措置があります

所得が低い方に対する軽減措置があります。

これは次の基準にしたがい、均等割額を7割・5割・2割の区分で軽減します。

7割軽減・・・基準額(注1) ≤ 基礎控除額(33万円)


5割軽減・・・基準額 ≤ 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者数(被保険者である世帯主を除く)


2割軽減・・・基準額 ≤ 基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数

(注1)基準額とは同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等をもとに設定します。

※国民健康保険税と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた方について、高齢者特別控除(総所得金額から15万円を控除)を適用します。

(例)夫婦ふたり暮らし(年金収入のみ、ともに75歳以上で国保に加入していた方)のケース

	夫(世帯主) 総所得額 80万円 (年金収入だと 200万円) 所得割額 33,464円 (80万円 - 33万円) × 7.12%
---	---

	妻(配偶者) 総所得額 40万円 (年金収入だと 160万円) 所得割額 4,984円 (40万円 - 33万円) × 7.12%
--	--

それぞれの所得金額から15万円(高齢者特別控除)を差し引き、2人分を合算すると90万円で2割軽減に該当します。均等割額30,740円を個々の所得割額と合算すると

賦課金額 夫 64,200円 妻 35,700円 (100円未満切り捨て)

※それぞれの年金から天引きされます。

●社会保険などの扶養になっている方の保険料について

今般、「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について次のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

なお、今後正式に内容が固まった段階で改めてお知らせする予定です。

対象者の保険料は、平成20年4月から9月までの6カ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6カ月間は、均等割額が9割軽減された額となります。

対象者

75歳以上の方(注1)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において被用者保険(注2)の被扶養者となっている方

(注1)65歳から74歳で一定の障がい認定を受けた方を含みます。

(注2)政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合など、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

※昨年の制度改革では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はこれに加えて行うものです。

ここが知りたい!後期高齢者医療保険料

これまでに秋田県後期高齢者医療広域連合に寄せられた後期高齢者医療保険料に関するご質問に対してお答えします。

質問 保険料はどのようにして納めるのですか?

答え 現在、年金の受給を受けている方(年額18万円以上)は、年金から天引きされます。それ以外の方は納付書で市町村、または指定されている金融機関窓口で納めることになります。

質問 現在、国民健康保険に加入しており国保税を納付しています。後期高齢者医療保険へ加入後、保険料と国保税を納付していかなければなりませんか?

答え 後期高齢者医療に該当した月から保険料を納めていただくこととなりますので、国保税の納付は必要ありません。二重にかかることはありませんのでご安心ください。

質問 現在、年齢は77歳ですが、息子の扶養で社会保険に加入しています。後期高齢者医療保険加入後は、保険料の負担が発生すると聞きましたがいくらになりますか?

答え 4月1日以前に社会保険の扶養になっている方は、平成20年度の保険料が半年間分(4月から9月までの分)無料となり、残りの半年間は、均等割額(38,426円)を5割軽減し、その額をさらに9割減額した金額(1,900円)を支払うこととなります。

質問 現在、健康保険組合の加入している娘の扶養となっています。平成20年11月1日で75歳になり、後期高齢者医療に加入すると聞きましたが、保険料はいくらになりますか?

答え 資格を取得した11月から、均等割分を5割軽減し、その額をさらに9割減額した額(1,900円)を加入月数の月割額を負担していただきます。11月から3月までの5カ月間となりますので、保険料は1,600円となります。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907
秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018(838)0610